



日差しや、風が木の葉を振るわせる音など、初夏を感じるこの頃ですがいかがお過ごしでしょうか。新学期の忙しい業務をこなしてほっとする間もなく、家庭訪問、修学旅行・集団宿泊などの行事が目白押しです。それに伴う事務処理もいろいろお願いしますが、よろしくお願いします。

## あなたの給料はこうなっています

- ・裏面に給料表の見かたを載せましたのでご覧ください。
- ・扶養手当・・・扶養手当を受けている人の収入が、年130万円以上、もしくは2・3ヶ月の平均収入が月108,333円を超えている場合は、扶養手当の停止をしなくてはなりません。配偶者や、子などの収入を常に気をつけてください。事務センターでは、7月と、年末頃に確認を行います。報告が遅れますと、停止の月から遡って戻入しなくてはなりませんので、ご注意ください。
- ・通勤手当・住居手当・・・新規採用者や、転勤されて届を出された方は、5月の給与で認定された月より遡って支給されています。書類不備で、4月末の事務センターでの入力時に間に合わなかった方は、認定が済みしだい、翌月に同じように反映されます。
- ・住民税・・・1月1日の住所地の市町に納めることになっています。昨年の所得額で決定された住民税は、来年度の5月まで毎月納付します。通知書は事務センターを通じてお渡します。疑義がある場合は各市町にお問い合わせください。なお、住民税は本来は個人で振り込むべきものですが、休職などのない正規職員は給料より控除されます。



## 市定期監査が終わりました

5月7日、神辺小・亀山東小・川崎小・中部中の4校が、市監査委員による定期監査を受けました。監査資料は、事務センターで一括作成しましたので、学校の負担が軽減され、また記載内容にバラつきがないため、安心して監査に臨めました。監査では、市職員服務関係簿、市財務関係書類、就学援助・特別支援奨励費の書類の他に、給食会計簿を主に監査していき、大きな指摘事項もなく終わりました。



## 旅費について

- ・命令日は、パソコンで入力してください。出張日以前で、本人や学校長の勤務日であることを、提出前にご確認ください。
- ・年間配当の旅費見込み調査をしています。県外への研修など多額の旅費のいる出張を考えている方は、学校へ切り日までに学校長にご相談ください。
- ・修学旅行等引率されましたら、勤務時間の割振り調整がありますので、調整簿に記入のうえ、お身体を休めてください。

# 給与明細の見方

初めて給料を手にした方、長年給与を受け取っておられる方、あなたの「給与支払簿」をじっくり見てみましたか。今回「給与支払簿」を初めて見た方に、少し見方を説明してみましょう。

平成〇年 4月分 給与支払簿

支給年月日	職員番号	氏名	所属コード	所属名	
〇〇/04/21					
支給総額		控除計	支払額	内 訳	
A 404,832		B 79,984	A-B 324,848	A□座	324,848
				B□座	0
				C□座	0
				現金	0
現金受領印					
給料表-級-号給		71-02-077		戻入関係	
給料月額		給料の差額		給料戻入額	
① 343,300	② 0			職員手当等戻入額	
給料の調整額		教職調整額		減額(給料)	
③ 0	④ 13,732			減額(地域手当)	
手当関係					
扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当(非)	通勤手当(課)	単身赴任手当
⑤ 13,000	⑥ 11,100	⑦ 0	⑧ 4,100	⑨ 1,100	0
時間外勤務手当	管理特別手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当(非)	宿日直手当(課)
0	⑩ 0	0	0	0	0
管理職手当	管理職手当の差額	初任給調整手当	特殊勤務手当(月額)	特殊勤務手当(日額)	特他・へき地手当
⑪ 0	0	0	⑫ 0	⑬ 8,000	0
定通手当	普及・産教手当	寒冷地手当	義務教育特別手当	期末手当	勤勉手当
0	0	0	⑭ 10,500	⑮ 0	⑯ 0
控除関係		控除計		79,984	
共済短期	介護掛金	共済長期	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料
イ 13,799	ロ 0	ハ 33,025	ニ 0	ホ 0	ヘ 0
雇用保険料		課税対象額	所得税	住民税	共済返済金
ト 0		チ 353,908	リ 7,160	ヌ 22,300	ル 0
共済物資	共済積立貯金	財産形成貯蓄	互助会掛金	互助会返済金	
0	0	オ 0	ワ 3,700	カ 0	

## A 支給されるもの

- ① 給料月額……発令された給料表-級-号給
  - ② 給料の差額……H18.3.31に受けていた旧給料月額との差額
  - ③ 給料の調整額……特別支援学級の担任に支給
  - ④ 教職調整額……中小教2級及び1級の教員に支給(給料×4%)
  - ⑤ 扶養手当……被扶養者として認定された配偶者等に支給
  - ⑥ 地域手当……(①+②+③+④+⑤)×4%
  - ⑦ 住居手当……認定された自宅、借家等に支給
  - ⑧ 通勤手当……認定された自家用車使用者等に支給
  - ⑨ 管理特別手当……管理職手当を受給する職員の特別勤務手当
  - ⑩ 管理職手当……校長、教頭に支給される
  - ⑪ 特殊勤務手当……教員特殊業務手当、他学年担当手当
  - ⑫ 義務教育特別手当……教員に対し、給料号給により定められた額
  - ⑬ 期末手当
  - ⑭ 勤勉手当
- } 6月(1.95ヶ月)、12月(2.2ヶ月)支給

## B 控除されるもの

- イ 共済短期……共済組合の短期給付にかかる掛金
  - ロ 介護掛金……介護保険制度にかかる掛金(40歳以上)
  - ハ 共済長期……共済組合長期給付(年金)にかかる掛金
  - ニ 健康保険料
  - ホ 介護保険料
  - ヘ 厚生年金保険料
- } 臨時的任用職員
- ト 雇用保険料……事務補助員、学校栄養補助員
  - チ 課税対象額……支給総額 - 非課税分
  - リ 所得税……チに対して扶養親族数に応じて算定される
  - ヌ 住民税……前年所得に対して課税される市・県民税
  - ル 共済返済額……貸付制度を利用した時の返済金
  - オ 財産形成貯蓄……一般、年金、住宅の3種類
  - ワ 互助会掛金……互助会の給付にかかる掛金
  - カ 互助会返済金……貸付制度を利用した時の返済金